



ケアマネ・ポート

KYOTO CARE MANE PORT

Contents

- 2 新年のご挨拶
- 3 2021年度(令和3年度)介護報酬改定を先読みする
—「居宅介護支援費の評価とケアマネジャー業務拡大」—
- 4 【WITHコロナ①】教育・研究委員会 オンライン研修報告
- 5 【WITHコロナ②】コロナ禍での法定研修
- 6 【WITHコロナ③】コロナ禍 WITHコロナ アフターコロナ
- 7 20周年記念誌のスペシャルコンテンツ“座談会”
— 語られた当会設立20年の歩みと今後の展望 —
- 8 事務局からのお知らせ／編集後記



新年のご挨拶

公益社団法人 京都府介護支援専門員会 会長 井上 基

京都府介護支援専門員会会員の皆さま、新年明けましておめでとうございます。

平素は、本会活動に多大なご協力をいただいておりますことに、この場を借りてあらためて厚く御礼申し上げます。

さて、皆さまは新年をどのようにお過ごしでしょうか。私は11月中旬にこの原稿を書いていますので、令和3年1月の社会がどのような様相を呈しているのか想像がつかないのが正直なところです。

思い起こすと去年の新年挨拶の中では「新型コロナウイルス感染症」のことに一言も触れていませんでした。それにも関わらず、その後はあっという間に何もかもが新型コロナウイルス感染症の話題一色となり、私たちを取り巻く社会はその姿を大きく変えることになりました。今年は延期となっていた東京オリンピック・パラリンピック2020も7月に開催される予定ですが、その先行きは誰にも予測ができません。

また、今年は介護報酬改定の年でもあります。今、社会保障審議会介護給付費分科会では、4月の報酬改定に向けた議論が盛んに行われています。居宅介護支援費の通減性の撤廃や医療機関の通院時の情報連携、緊急的な対応に係る実費の徴収などが話題に上がっています。

令和元年度の介護事業経営概況調査結果では、居宅介護支援事業所の収支差率は-0.1%でした。相変わらず、すべての介護保険サービスの中で唯一のマイナスです。しかしながら居宅介護支援の調査客体数1,363に対して回答率は44.4%に過ぎませんでした。煩雑な業務に忙殺されている介護支援専門員が多いとはいえ、介護保険制度の改正及び介護報酬の改定に必要な基礎資料となる調査の回答率がこの程度とは残念でなりません。

最新の「地域包括ケア研究会」報告書（2019年3月）の中では、次のような指摘がされています。『2040年に向けて、家族のニーズではなく、本人のニーズに合った生活の実現に向けて地域資源を結び付け、その活用を通じて、可能な限り本人の望む生活を支援していく個別性の高いケアマネジメントを実現していくことが求められる。介護支援専門員は、医師や看護師、介護福祉士等の資格とは異なり、歴史的に介護保険制度の中でその役割が規定されてきた経緯もあり、ケアマネジメントが介護保険制度内のサービス給付管理の範囲にとどまる傾向もみられる。（中略）今後、地域包括ケアシステムが「生活全体を支える仕組み」に向かっていく中で、介護支援専門員の機能が変化しないのであれば、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の計画作成責任者やサービス担当責任者、あるいは小規模多機能型居宅介護の介護支援専門員が現在のケアマネジメント機能の大半を担うことも考えられるだろう。』（https://www.murc.jp/sp/1509/houkatsu/houkatsu_01.html）

現行の介護支援専門員が果たしている役割が不十分との指摘をする一方で、それらの役割が定期巡回・随時対応型訪問介護看護の計画作成責任者やサービス担当責任者、小規模多機能型居宅介護の介護支援専門員であれば果たせるとする根拠が私には十分に理解ができませんが、少なくともケアマネジメントを担う職種が介護支援専門員だけではない方向に進んでいこうとしているのは間違いのないでしょう。

やはり、今こそ私たちは私たち自身で介護保険制度や介護報酬のことについて、また、介護支援専門員の将来的なあり方について、もっと議論しなければなりません。そして議論した内容をもっと声に出していかなければなりません。今年1年も多くの会員の皆さまと議論し意見交換したいと思っています。（オンラインになるかも知れませんが…）

最後になりましたが、本年も、皆さま一人ひとりとご家族、そして、すべての介護支援専門員にとって良い年となりますよう祈念いたしまして新年の挨拶とさせていただきます。

2021年度(令和3年度)介護報酬改定を先読みする —「居宅介護支援費の評価とケアマネジャー業務拡大」—

2021年度介護報酬改定では、大部分の訪問、通所、施設系サービス基本報酬は据え置かれ、各種「加算の評価見直し改定」に終わりそうだ。2018年度介護報酬改定で新設された日常生活機能向上連携加算やADL維持等加算など算定率が低い加算の要件緩和や、リハビリテーション・機能訓練、栄養管理、口腔ケアなどの加算要件見直し。サービス提供体制強化加算の介護福祉士割合などによるメリハリ評価。介護職員処遇改善加算の要件見直しも俎上に挙げられている。その他ハラスメント対策や感染症対策も一定の経過措置をとった上で運営基準上義務化される方向だ。本稿では紙面の都合により居宅介護支援費とケアマネジャー業務に的を絞って改定動向を先読みする。(編著者注=2020年11月26日社会保障審議会介護給付費分科会(分科会)での情報を元に作成した)

事業所経営マイナス解消となるか

—報酬逦減制45件超へ見直しと通院同行評価の新設など—

2020年度(令和2年度)介護事業経営実態調査結果によれば、居宅介護支援の収支差率は-1.6%と前回調査時より悪化していることが明らかになった。分科会では、マイナス経営が問題視されている居宅介護支援費について論点と具体的な検討の方向案が提示。「ケアマネジャー(常勤換算)1人当たり40件超の場合報酬減額となる逦減制」の見直しを課題とした。対応案として一定のICT活用(事業所内外や利用者の情報を共有できるチャット機能のアプリを備えたスマホ、訪問記録を随時記載できる機能のソフトを組み込んだタブレット等)又は、事務職員の配置を図っている事業所は、逦減制の適用を40件から45件へ緩和することが提案。併せて特定事業所加算の要件である利用者数の見直し(40件から45件へ)も提示された。特定事業所加算は(I)(II)(III)に加えて新区分を新設。ケアマネジャー配置数は常勤+非常勤の組合せでも認める。計画的な研修などは他事業

所との連携でも認めるというもの。前回改定で新設された特定事業所加算(IV)は要件見直しを含めて「医療介護連携体制強化加算(仮称)」となる。その他入退院時には医療機関との連携が報酬上評価されているものの、通院同行した場合など外来時連携の評価がない。このため医療と介護の情報共有を評価した報酬の新設も想定できる。さらに退院・退所時にサービス利用前の相談や調整をした結果、利用者死亡により結果として居宅サービスを受けないケースでは、居宅介護支援費が請求できない。これを解消するため看取り期に限定して報酬請求が認められそうだ。加えて予防介護支援費に委託連携加算(仮称)の新設も掲げられている。その他報酬上の評価ではないが、緊急的対応に対する対応事例も提示される見込み。緊急的対応とは「利用者や家族のために代行申請[入院の付き添い]」「介護や環境支援に繋がらない相談」などを想定している。

運営基準の見直しで業務縮小に繋がるか

—区分支給限度額管理業務は拡大へ—

報酬上の評価には直結しないものの、新型コロナウイルス感染症の特例対応を考慮し、居宅訪問の重要性を踏まえたうえで、ICT活用によるモニタリングやケアプランや重要事項説明書の押印欄廃止など「業務負担軽減策」も提示されている。一方、区分支給限度基準額の計算方法について、現行の同一建物等居住者減算の仕組みの拡大も提案された。具体的には通所系サービスや小規模多機能型居宅介護などの同一建物減算も、減算前の報

酬で計算する。通所介護と通所リハビリテーションの大規模型事業所の報酬管理を、通常規模型の単位で計算するとの方向性も提示された。関連して、通所リハビリテーションに限り1日単位の報酬体系を残しつつ、事業所選択による月額報酬体系(3体系「強化型」「加算型」「通常型(いずれも仮称)」)の選択制も提案されている。本件もケアマネジャーからの説明業務拡大に繋がるのではないだろうか。

(顧問 宮坂 佳紀)

【WITHコロナ①】 教育・研究委員会 オンライン研修報告

↑ アンケート集計画面

↑ Web研修画面

例年4月に開催の【会員限定】の企画研修「運営基準に沿った居宅介護支援の実務～法令遵守のためにすべきこと～」は新型コロナウイルスの流行により延期となっておりましたが、令和2年9月28日に当会初のWeb研修という形で開催いたしました。

理事会や委員会等ではZoom等のWebシステムを使用して会議等を行っていましたが、会員様に向けての研修では初の試みということもあり、これまでは紙に記入していただいていた研修終了時のアンケートをWebで回答できるようにする等の試行錯誤を重ねました。受講者の皆様のご協力もあり、無事に72名の会員様に受講していただくことができました。誠にありがとうございました。

「看取りサポートの人材養成研修」及び「認知症の人とその家族を支えるためのケアマネジャー育成事業」

両研修とも本年度はWeb研修向けにカリキュラムや開催時間を変更して実施しております。講義部分は全員での参加ですが、Web上で小グループに分かれてのグループワークやチャット機能を活用して講師からの質問に答えてもらうなど、Web研修だからできる要素を積極的に取り入れて実施しております。

本年度も残り少なくなりましたが、介護支援専門員の皆様にWeb研修に慣れていただくためにもできるだけ多くの機会を設けられるよう延期や中止となった研修についても再検討、企画する予定ですのでよろしくお願いたします。研修案内は不定期での更新となりますので、当会ホームページをご確認いただくか、メールマガジンにてお知らせいたしますので、ご登録いただければと思います。

(常任理事 村上 晶之)

Web研修を受講するにあたってのマナー講座

- **マイクやカメラがきちんと作動するか、事前に確認をしましょう。**
共通のシステムを使用していても、マイクやカメラは個人のパソコンの設定でうまく作動しない場合があります。通信テスト等がある場合は参加する、早目に準備をする等で、受講の際に慌てないようにしましょう。
- **自分が発言するとき以外はマイクをミュートにしましょう。**
双方向でのやり取りができるのがオンラインの最大のメリットですが、講師や他のメンバーが話している時もマイクをオンにしていると、周囲の音などで講義や意見交換の妨げになってしまいます。自分が発言する際にマイクをオンにして、発言が終わればミュートにしましょう。
- **周囲が静かな場所で参加しましょう。**
マイクが周囲の音を拾っています。マイクをオンにしたときに、近くにいる同僚の話し声や電話の内容が参加者全員に聞こえてしまう可能性があります。受講に適した場所を確保しましょう。
- **オーバーリアクションで意思表示しましょう。**
発言者から問いかけがあったときに、無反応では参加者にどのように伝わったのかがわかりません。○や×サインをだす、相槌もいつもより大きめにする等のジェスチャーでミュートの状態でも伝わるようにしましょう。

【WITHコロナ②】 コロナ禍での法定研修

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、延期となっていた法定研修も令和2年8月から、3密を避けて再開しておりますが、新型コロナウイルスの流行によってはいつどのような形になるか予断を許さない状況です。当会では前号でご紹介した「令和2年度京都府介護支援専門員法定研修 感染拡大予防ガイドライン」（以下、「感染拡大予防ガイドライン」）に基づき研修を実施しています。

研修会場では、個人間の距離を保つために1コースあたりの人数を制限して実施しなければならないため、予定されていた受講者数を受け入れるために実施コースを増やす必要があり、いずれ運営が成り立たない状況に陥ってしまいます。そこで、当会では効率よく継続的に研修を実施していくためにも今年度から可能な範囲でオンラインを活用しての研修を実施しております。

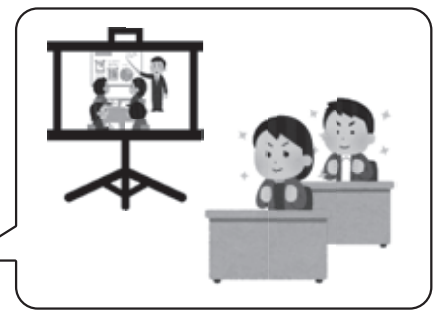
今後もこういったICTは活用されていくものと思われまますのでオンライン環境の整備や操作方法に慣れていただくことをお勧めします。

サテライト形式

メイン会場で実施されている研修の様子（講義スライドや映像・音声等）を中継することで、離れた会場でも研修が受講できる形式です。サテライト会場からの発表や講師への質問もメイン会場に届く形になっています。



メイン会場から発信



サテライト会場でメイン会場と同じ研修を受講

ハイブリッド形式

オンライン研修を実施し、オンラインで受講が難しい方には会場に集まっていただく形式です。

今年度は主任介護支援専門員更新研修の講義研修で実施、時間の都合で質問の受付等ができませんでしたが、方法については今後も検討をすすめます。



講師が発信



個人宅で受講



勤務先で受講



研修会場で受講

現状では、完全なオンライン化にはまだまだ課題は多く、これまで通り会場に集合して実施する研修が中心となっております。法定研修は研修期間が長いこともあり、研修が終わりに近づくにつれて受講者間で交流が深まり新たなネットワークが生まれます。例年であれば微笑ましく後押ししたくなる光景ですが、つつい食事時のマスク無しでの会話や密接・密集になっている場面が見られます。大変心苦しいのですが、今一度「感染拡大予防ガイドライン」で確認していただきますよう、よろしくお願いたします。

ガイドラインはホームページでもご確認いただけます。http://www.kyotocm.jp/download/r02houtai_all/

(常任理事 村上 晶之)

【WITHコロナ③】 コロナ禍 WITHコロナ アフターコロナ

コロナ禍

新型コロナウイルス感染症が拡大し「新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえた事務連絡」が次々と発出されました。多くは「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」で、令和2年11月末時点で第16報まで発出されています。当然ながら私達の業務にも多大な影響が出ており、当会にも質問が相次ぎました。また、緊急事態宣言により市中の様々な活動は自粛が求められ、通所系サービスの利用控えなども散見されました。これらの影響については前号のケアマネ・ポートでも特集したとおりです。現在も第三波とも取れる勢いで感染者が増加し、前述した「臨時的取扱い」は未だ継続中であり現在もコロナ禍であるという状況です。重症化を招きやすい高齢者と向き合うことが多い介護支援専門員としては、感染拡大防止が最重要であり、当面は緊張した状況が続くと予想されます。

WITHコロナ

コロナ禍でも経済立て直しが稼働し、感染を予防しながらの「新しい生活様式」が始まっています。自粛していた当会の各種研修も、集合研修では定員の削減をしたり、オンライン形式を取り入れたりといった従来とは違う形での開催をはじめました。また、その他の会務もオンラインミーティング等を活用して再開しています。自粛生活にも疲弊が出始めてか、現場では（社会）参加を積極的に求める声や、自粛による機能低下が疑われるような相談も出てきています。活動の自粛によって精神的な閉塞感だけでなく、活動量の低下が招く廃用助長等の機能面の低下が危惧され始める時期かもしれません。コロナ禍の自粛により地域の居場所や互助の支え合いのような貴重な資源も大きな打撃を受け、その影響もこれからますます顕在化するものと思います。今後、我々介護支援専門員は「臨時的な取扱い」の名の下、もう暫くは不自由な動きの中でこれらの新しいリスクへの対応が求められます。



アフターコロナ

コロナ禍の終結の鍵は、今のところワクチン開発の成功などによる集団免疫の獲得や特效薬の獲得とされています。遠くない将来にこの日が訪れることを祈念していますが、コロナ禍が終結しても、これまでの生活や社会に元どおりということは難しいと思われます。新型コロナウイルスの流行により私達の生活は大きく変化しました。自粛という窮屈な暮らしの中ではあらゆることが試みられ、暮らし方が変わりつつあると実感しています。そこで培われた工夫や革新技術はその利便性ゆえ定着するでしょうし、インフラとして整備されたものは必ず残ります。「新しい生活様式」から生まれる新しい価値観も芽生えるに違いありません。当然ながら、我々の行うケアマネジメントもこの価値観に沿ったものへと変化が求められることになるでしょう。介護支援専門員が「臨時的な取扱い」の次に求められるのは、このような変化に対応できる新しいマネジメントにほかなりません。

（副会長 松本 善則）

20周年記念誌のスペシャルコンテンツ“座談会” —語られた当会設立20年の歩みと今後の展望—

京都府介護支援専門員会は令和2年11月21日で設立20周年を迎えました。介護保険法がスタートした平成12年に京都府介護支援専門員協議会として誕生し、平成19年には一般社団法人という法人格を取得すると同時に“京都府介護支援専門員会”と名称変更がなされ、平成27年にはより広い事業展開を目的に公益社団法人化も図った当会。人間に例えるならば『成人式』を迎える令和2年秋に、当初は設立20周年記念式典の開催をするべく平成から令和へ元号が変わる頃より準備を本格的に進めていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、設立20周年記念式典については開催を見送っている状況です。

一方、20周年記念式典と同時に企画を進めていたのが記念誌の制作です。250ページを超えるボリュームで、黎明期から現在まで、そして、今後の展望についても紹介する内容で、編集を中央法規出版株式会社に依頼して制作中です。会員および関係団体へ配布を予定しており、ケアマネジメントの重要性や当会が実践する介護支援専門員の質の向上に関する取り組みを広報するとともに、京都府民のみなさまにとって有用で専門性の高い団体であることをあらためて知っていただくことを目的としています。



公益社団法人 京都府介護支援専門員会～今日

- | | |
|---------------------------------------|-------------------------|
| ○ キーワード | ● 交付金事業 |
| ● 理事選挙 | ● ケアマネジメントの有料化 |
| ● 介護支援専門員(ケアマネジャー)の資質向上と今後のあり方に関する検討会 | ● 災害派遣 |
| ● 組織図(新体制) | ● 実働ケアマネジャー大規模調査 |
| ● 介都くん | ● 三層構造一体化(日本協会一本化検討委員会) |
| ● ロゴピンバッジ | ● コロナ禍 |
| ● 法定研修カリキュラム改変 | |
| ● 企画研修 | |
| ● クイックマスター | |

数あるコンテンツの原稿執筆・編集作業が進むなか、令和2年10月15日には創設から現在までに当会の活動に尽力されてこられた方々による座談会が開催され、今回のケアマネ・ポートの原稿取材を兼ねて広報委員会からも2名出席しました。会員歴がまだまだ浅い私には「介護保険法と同時に誕生した介護支援専門員と京都府内の動きはどのようなものだったのか」「なぜ、介護支援専門員の職能団体が組織化されていったのか」「京都での組織化が他の近畿各府県のなかでも早かったポイントはなんだったのか」「当会の事業が拡大していった要因はどこにあったのか」といった疑問や謎が解き明かされただけでなく、当会のこれまでの足跡と今後の展望についての語り合いの場に参加できたことは大変有意義な時間となりました。

高齢化社会から超高齢社会へと日本が様変わりし、その時々社会的背景をときに“先取り”し、ときに“後追い”しながらも変革し続けている介護保険制度。「介護支援専門員として勤務するよりも夜勤のある施設の介護職員の方がいい」といった声をささやかれている昨今ですが、制度の要はやはり私たち介護支援専門員

です。平成25年にとりまとめられた『介護支援専門員(ケアマネジャー)の資質向上と今後のあり方に関する検討会における議論の中間的な整理』を受けて研修制度の見直しがなされ、その質に耳目が集まっていますが、それは期待の裏返しと捉えられるのではないのでしょうか。拝聴させていただいた座談会での熱き語りを仲間、そして後進の人たちへ20年の温度感を保ちながら伝えていきたい、そんな気持ちをあらたにしたひと時でした。

20周年記念誌がみなさまのお手元に届くのももう間もなくです。期待とともに今しばらくお待ちください。

(理事 北野 太朗)

事務局からのお知らせ

■ 令和3年度会費納入のご案内

◇ 会費納入のご案内【口座振替】が同封されていた方へ

令和3年度の年会費を、令和3年3月1日（月）にご指定の金融機関より、振替させていただきます。同封の「会費納入のご案内」【口座振替】で金額をご確認のうえ、振替日の前日までにご指定の口座にご準備いただきますようお願いいたします。

◇ 会費納入のご案内【振込】が同封されていた方へ

期日までに「預金口座振替依頼書」のご提出がありませんでしたので、「会費納入のご案内」【振込】を確認のうえ、令和3年3月15日（月）までにお振込みいただきますようお願いいたします。

■ メールマガジンのご案内

メールマガジンは介護保険や医療保険の制度関連の最新情報のほか、当会が実施する企画研修の案内や介護支援専門員にとって必要な情報が満載です。当会ホームページ「メールマガジン申込フォーム」からお申込み、または「mail@kyotocm.jp」宛にメールにてお申込みをお願いします。（携帯電話のメールアドレスをご登録される場合は受信拒否設定の解除、「mail@kyotocm.jp」からの受信許可設定をお願いします）

宛先 mail@kyotocm.jp

件名 メールマガジン希望

本文 会員番号／氏名／配信希望メールアドレス

編 集 後 記

昨年2020年は本当に目まぐるしく状況が変化した一年でした。新型コロナウイルスに関連した緊急事態宣言や新しい生活様式の提案、東京オリンピックの延期など挙げだすと切りがないですが、私たちケアマネジャーの業務にも大きな影響を及ぼしました。今年の干支は辛丑(かのとうし)。昔から牛は神に近い存在として大切にされてきました。また農耕などに使われていたことから、ゆっくりではあるが着実に前に進む、コツコツと物事を進めていくといった意味があると言われてます。ぜひ丑年の今年も、その縁起の良さや物事を着実に進めていく意味からも、昨年の大変な状況を好転させ未来へ繋げていく明るい一年であってほしいと切に願うばかりです。

(広報委員長 中嶋 優)

京都ケアマネ・ポート65号

2021年1月1日発行

発行人：井上 基

広報委員長：中嶋 優

広報委員：北野 太郎 柴田 崇晴 村上 晶之 橋本 かおり 山田 英雄 松本 善則

発行元 公益社団法人 京都府介護支援専門員会

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375 京都府立総合社会福祉会館7階

TEL. 075-254-3970 FAX. 075-254-3971

E-mail: info@kyotocm.jp URL: http://kyotocm.jp/

京都銀行 府庁前支店 普通口座 4151049 シャ) キョウトフカイゴシエンセンモンインカイ